

市第45号議案

水防法第15条第1項第3号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の一部改正

水防法第15条第1項第3号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

水防法第15条第1項第3号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の一部を改正する条例

水防法第15条第1項第3号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例（平成26年2月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第15条第1項第3号ハ」を「第15条第1項第4号ハ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

水防法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、水防法第15条第1項第3号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の一部を改正する必要があるので

提案する。

参 考

水防法第 15 条第 1 項第 3 号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

水防法 第 15 条第 1 項第 4 号ハ
第 15 条第 1 項第 3 号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例

水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 15 条第 15 条第 1 項第 4 号ハ
1 項第 3 号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模は、次に掲げるものとする。

（第 1 号から第 3 号まで省略）